令和９年度採用

寄宿舎指導員選考検査問題

専門教養

【正答例】

解答時間　　9 時 30 分　～　10 時 50 分(80 分)

（含　一般教養）

＊	＊

受検番号	氏　　名	＊

＊印欄は記入しない。

1 次の（1）から（4）は法令に関して書かれた文である。それぞれの問いについて答えよ。

（1）教育基本法第1条において，教育の目的として示されているものはどれか，正しいものを一つ選び，記号を解答欄に記せ。

ア 知識の習得のみを目指すこと　イ 経済発展に貢献する人材の育成のみを行うこと ウ 人格の完成を目指すこと　エ 競争力の高い人材を育成すること

（2）次の文は教育基本法第4条である。空欄に適する語句を漢字二文字で解答欄に記せ。

すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず，［　　］，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない。

（3）学校教育法施行規則 134 条の 2 により，特別支援学校において作成が位置付けられた個別の教育支援計画の目的として適切なものはどれか，正しいものを一つ選び，記号を解答欄に記せ。

ア 学校・学年目標との整合を図ること イ 幼児期から卒業までの一貫した支援を行うこと ウ 学校評価の結果と改善方策をまとめること エ 活動休養日や安全対策を明確にすること

（4）特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類のうち，学校教育法施行令第 22 条の 3 に示されているものはどれか，正しいものを一つ選び，記号を解答欄に記せ。

ア 言語障害者　イ 不登校者　ウ 病弱者　エ 学習障害者

（1）	ウ	（2）	人種
（3）	イ	（4）	ウ

2　次の文は，障害者差別解消法について説明した文である。これについて次の問いに答えよ。

「障害者差別解消法」第７条及び８条では，行政機関等及び事業者に対し，障害のある人への障害を理由とする「不当な［　A　］的取扱い」を禁止し，障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることとしている。それらを通じて，この法律では「［　B　］」を実現することを目指しています。

（１）［　A　］と［　B　］について，適切な語句をそれぞれ解答欄に記せ。

（２）次のアからエは，「合理的配慮の提供」を行うに当たり，留意することが書かれた文である。これらの文が正しければ○を，誤っていれば×を解答欄に記せ。

ア　合理的配慮は，障害のある人全員に同じ内容を提供しなければならない。
イ　障害者差別解消法における「障害者」とは，障害者手帳を持っている人のことだけではない。
ウ　学校が「前例がない」という理由で，障害のある生徒の配慮の申出を断ることは適切である。
エ　合理的配慮を検討する際は，障害のある人と行政機関等が，建設的対話による合意形成を図ることが重要である。

（１）	A　差別		B　共生する社会（共生社会）	
（２）	ア　×	イ　○	ウ　×	エ　○

3　次の各文は，いじめ防止対策推進法第 28 条の，いじめによる重大事態への対処についてまとめたものである。これについて次の問いに答えよ。

・重大事態に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の［　A　］に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に調査組織を設けること。
・質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る［　B　］を明確にするための調査を行うこと。
・調査を行ったときは，いじめを受けた児童等及びその保護者に対し，重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に［　C　］すること。
・当該学校の設置者は，調査及び情報の提供について，必要な指導及び［　D　］を行うこと。

（1）［　A　］から［　D　］について，適切な語句をそれぞれ解答欄に記せ。

（2）いじめ防止対策推進法において，学校が「重大事態」として対応しなければならないのはどのような場合か。法令の内容に基づき，具体的に記述しなさい。

（1）	A　発生の防止	B　事実関係
	C　提供	D　支援
（2）	いじめにより児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	
	いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	

4 次の（１）から（５）の文は，寄宿舎指導員の服務規律について書かれた文である。それぞれ何の服務規律について書かれたものかを下の語群より選び，記号を解答欄に記せ。

(1) 寄宿舎指導員は，舎生の健康状態や家庭状況など職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
(2) 寄宿舎指導員は，勤務時間中，舎生の生活支援や安全確保に専念しなければならない。
(3) 寄宿舎指導員は，法令，条例，規則及び上司の職務上の指示に従って業務を行わなければならない。
(4) 寄宿舎指導員は，その職の信用を傷つけ，又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
(5) 寄宿舎指導員は，同盟罷業，怠業その他の怠業的行為をしてはならない。

【語群】

ア　服務の宣誓　　イ　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
ウ　信用失墜行為の禁止　　エ　秘密を守る義務　　オ　職務に専念する義務
カ　争議行為等の禁止　　キ　営利企業への従事等の制限
ク　政治的行為の制限

（１）	エ	（２）	オ
（３）	イ	（４）	ウ
（５）	カ		